

キャリア形成プログラム運用指針の改正について

1 趣旨

令和3年12月1日付け厚生労働省医政局長通知『「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正について』（医政発1201第1号）において、キャリア形成プログラム運用指針（以下「運用指針」という。）の一部が改正されたことから、改正内容及び今後の対応の方向性について示すもの。

2 改正内容

(1) 「キャリア形成プログラム」について

以下の3つの項目が追加されたもの。※【 】は運用指針の該当（追加）項目

① キャリアコーディネーターの配置 【第1-4-(3)-オ〜ク】

➤ 都道府県は、医師偏在対策と地域枠医師等のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、派遣先について対象医師と大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材（キャリアコーディネーター）を配置する。

② キャリア形成プログラムの充実 【第1-3-(2)-オ】

➤ キャリア形成プログラムの更なる充実に向けて、都道府県は、地域枠医師等の意見を参考に、研修環境の整備や勤務負担の軽減に努めるものとし、就業開始後も、満足度等を含む意見聴取を定期的実施する。

③ キャリア形成卒前支援プランの策定 【第2】

➤ 地域医療に従事することを希望する者が、学生・臨床研修の期間を通じてその意思を継続することができるよう、都道府県は、「キャリア形成卒前支援プラン」を策定し、学生の地域医療マインド涵養のために、地域医療に関する実習や講義の支援等を行う。

※キャリア形成卒前支援プランの適用は令和5年度以降

【キャリア形成卒前支援プランの内容（運用指針から抜粋）】

- ・ 地域医療に関する実習や講義の支援、定期的な勉強会等の開催及び対象学生の支援のための寄附講座の設置等の方法により、対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供し、対象学生の将来地域医療に従事する意識の向上に資することとする。
- ・ 卒前支援プロジェクトは、原則として、医学部の教育カリキュラムとは別に策定するものであるが、既存の教育カリキュラム内において、地域医療に関する教育を行っている場合には、これを活用して卒前支援プロジェクトを位置付けることや、連動した取組を実施することが望まれる。
- ・ 各卒前支援プロジェクトでは、大学内の講義等にとどまらず、医師の確保を特に図るべき区域等、将来キャリア形成プログラムにより従事することが見込まれる医療機関や地域においても行うこととする。

(2) 本県における対応（案）について

① キャリアコーディネーターの配置

対応 従前から当該業務を担っている医師支援調整監をキャリアコーディネーターとして位置付けるもの。

② キャリア形成プログラムの充実

対応 定期的実施している奨学金養成医師との面談や、令和4年度から開催を予定している奨学金養成医師との意見交換会の実施等により意見聴取を行い、地域医療対策協議会や奨学金養成医師配置調整会議の議論を踏まえて充実を図るもの。

③ キャリア形成卒前支援プランの策定

対応 大学カリキュラムに関わることから、各大学と調整を図りながら策定を進めるもの。

なお、各県の実情に応じてプログラムを策定し、既存の教育カリキュラム等と連携した取組とすることも可能とされていることから、いわて医学奨学生セミナー等の既存事業を当該プランの構成プログラムに位置付けることが想定されるもの。

おって、R5年度貸付者から適用対象となるため、R5年度募集要項においては当該プランが適用されることを記載し、詳細は貸付時まで説明することとする。